



指定自動車教習所広報月間

6月1日～30日

指定自動車教習所は、届出指定自動車教習所や自動車練習施設とは異なり、公安委員会が定めた基準に適合し、公安委員会から「指定」という形式で認定された施設です。

指定基準とは

- 人的基準 資格のある教習指導員・技能検定員が配置され
- 物的基準 コースの面積や学科を勉強する教室があり
- 運営基準 その他教習の内容等

以上のことです。



ム ジコ

6月25日(無事故)は、指定自動車教習所の日

群馬県自動車教習所では、運転の楽しさ、運転の責任、生命の大切さを教えます。地域の安全に貢献します。群馬県から交通事故を一件でも減らし、教習生や地域の皆様と一緒に安全な交通社会を築き上げて行きましょう。

群馬県自動車教習所

